

Client Alert

2019年11月号 (Vol.71)

1. はじめに
2. 知的財産法：文化庁、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方を公表
3. 競争法 / 独禁法：公取委、企業結合ガイドライン等の改定案を公表
4. エネルギー・インフラ：洋上風力発電の導入促進に向けた「港湾法の一部を改正する法律案」の閣議決定
5. 労働法：厚労省、パワハラ指針の素案を公表
6. 会社法：会社法改正案を閣議決定
7. 危機管理：証券取引等監視委員会「開示検査事例集」の公表
8. 一般民事・債権管理：デジタル手続法に関する施行規則改正案のパブリックコメント募集開始
9. M&A：会社法改正案、株式交付制度の創設
10. ファイナンス・ディスクロージャー：東証、新規上場審査に関する Q&A を改訂
11. 税務：デジタル経済に対応した新たな課税の枠組みの叩き台を OECD が公表
12. 中国・アジア（ベトナム）：労働法改正案の最新動向
13. 新興国：米国による近時の経済制裁 - 中東・中国への影響
14. 国際訴訟・仲裁：仲裁手続の当事者が用いる裁判所の暫定措置に関する相互援助について中国及び香港の間の合意が発効

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年11月号 (Vol.71) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：文化庁、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方を公表

文化庁は、2019年10月24日、「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」を公表しました。

平成30年の著作権法改正（2019年1月1日に施行済み）では、産業界等から、IoT・ビッグデータ・人工知能等の新技術を活用した新たな著作物の利用にも柔軟に対応できる権利制限規定の整備が求められてきたことに応じて、通常権利者の利益を害さない

Client Alert

行為類型、権利者に与える不利益が軽微な行為類型について、規定の抽象度を高めて適切な柔軟性を持たせた柔軟な権利制限規定が導入されました。

具体的には、

通常権利者の利益を害さない行為類型として、

- ・ 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）
- ・ 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（47条の4）

権利者に与える不利益が軽微な行為類型として、

- ・ 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（47条の5）
- の3つとなります。

上記の基本的な考え方は、これらの柔軟な権利制限規定の趣旨・内容・解釈に関して、所管官庁である文化庁としての見解を説明するとともに、具体的なサービス・行為の取扱い等についても Q&A 形式で解説をするものであり、実務上の重要な指針になると考えられます。なお、当該内容は、実際に行われるサービスの状況や事例の蓄積の状況等を踏まえつつ定期的に内容を更新していくことを予定しているとのことです。

< 参考資料 >

デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法 / 独禁法：公取委、企業結合ガイドライン等の改定案を公表

2019年10月4日、公取委は、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）と「企業結合審査の関する対応方針」（企業結合手続対応方針）のそれぞれについて、改定案を公表し、同年11月5日まで意見募集を行いました。

改定案の公表に当たり、公取委は、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていること等から、同年6月21日に閣議決定された成長戦略実行計画等を踏まえ、審査基準と届出仕続の両方を見直したと述べていますが、改定案は、デジタル分野の企業結合以外にも適用される内容を含んでいます。改定案の主な内容は、以下のとおりです。

Client Alert

- 審査基準の見直し
 - ・ デジタル・プラットフォーム等で多面市場が問題になる場合における市場画定の考え方を明記
 - ・ 価格ではなく品質等で競争が行われている（いわゆる無料市場が問題になる。）場合における市場画定の考え方を明記
 - ・ デジタルサービスの特徴（多面市場、ネットワーク効果、スイッチングコスト等）を踏まえた競争分析の考え方を明記
 - ・ 研究開発を行っている企業に係る企業結合に対する考え方を明記
 - ・ 垂直型・混合型企業結合の考え方を従来の運用に即して整理
 - ・ 垂直型・混合型企業結合について、デジタル・プラットフォーマー等が競争上重要なデータ等を有するスタートアップ企業等を買収する場合の考え方を明記
 - ・ 複数事業者による競争を維持することが困難な市場についての考え方を明記
- 届出手段の見直し
 - ・ 対象会社の国内売上高のみが届出基準を満たさないために届出が不要な企業結合について、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合、公取委は当事会社に資料等の提出を求め、企業結合審査を行う旨を明記
 - ・ 上記に該当する企業結合のうち、買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、以下の から のいずれかを満たす等国内の需要者に影響を与えると見込まれる企業結合の当事会社は、公取委に相談することが望まれる（相談がない場合、公取委の方から当事会社に資料等の提出を求め、審査を行う）旨を明記
 - 対象会社の事業拠点や研究開発拠点等が国内に所在する場合
 - 対象会社が日本語のウェブサイトを開設したり、日本語のパンフレットを用いる等、国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合
 - 対象会社の国内売上高合計額が1億円を超える場合

以上のとおり、改定内容は多岐にわたっており、特に対象会社の国内売上高のみが届出基準額を下回っているために届出が不要な企業結合について、一定の場合には公取委に対する相談が事実上義務づけられる点は、従来の実務（届出が不要な企業結合については、競争上の問題が想定される場合に任意で公取委に相談するというもの）を変更するものであり、注意が必要です。公取委は、そのような相談が必要となる案件は必ずしも多くはないとの見方を示していますが、改定案に一定の絞り込みがかけられるのが等、意見募集の結果と成案の内容が注目されます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：洋上風力発電の導入促進に向けた「港湾法の一部を改正する法律案」の閣議決定

2019年10月18日、港湾法の一部を改正する法律案（「本法律案」）が閣議決定されました。本法律案では、洋上風力発電の導入を促進するため、洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾における埠頭の貸付制度が創設され、また、港湾区域における公募占用計画の認定の有効期間が20年から30年に延長されます¹。前者の埠頭貸付制度は、洋上風力発電の重厚長大な資機材を扱うための埠頭を発電事業者が長期・安定的に利用できる制度を整備し、複数事業者間の利用の調整を図ることを目的としたものです。制度の概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる埠頭

国土交通大臣が、貸付の対象となる埠頭を有する「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」を指定します。国土交通省公表の概要資料²によれば、指定の要件は、複数事業者の利用が見込まれること、地耐力を強化した岸壁（国有港湾施設）であること、長尺資機材の保管・組立が可能な規模の荷さばき地等であることとされています。要件の詳細は、今後、国土交通省令で定められます。

(2) 発電事業者への貸付

再エネ海域利用法で定める促進区域、又は港湾区域における発電事業者³が貸付の対象とされています。期間等の貸付の具体的な条件は本法律案では定められていないため、今後、国土交通省令等で明らかにされるものと推測されますが、上記の概要資料によれば、貸付を受けた「発電事業者は洋上風力発電の設置、定期的な大規模修繕、メンテナンス、撤去等に長期にわたって埠頭を安定的に利用」できるとされています。

本法律案は、一部の規定を除き、公布の日から起算して4ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。洋上風力発電に適した大規模な埠頭を有する国内の港湾は限られているため、今後、洋上風力発電事業の開発・運営に当たっては、上記貸付制度によりこうした埠頭の利用を確保することが重要になるものと思われます。そのため、洋上風力発電事業者等の関係者は、本法律案の審議経過等を注視していくことが望ましいものと思われます。

¹ 本レターでは取り上げませんが、本法律案では、国際基幹航路の維持・拡大に関する取組を強化する改正も併せて予定されています。

² <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001312818.pdf>

³ 厳密には、本法律案上、「港湾法37条第1項又は再エネ海域利用法10条第1項の許可を受けた者（海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）」と定められています。

Client Alert

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

アソシエイト 林 幸賢
☎ 03-5223-7706
✉ yukimasa.hayashi@mhm-global.com

5. 労働法：厚労省、パワハラ指針の素案を公表

2019年10月21日、厚労省は、第20回労働政策審議会雇用環境・均等分科会において「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」（「パワハラ指針」）の素案を公表しました⁴。2019年9月18日の第18回労働政策審議会雇用環境・均等分科会においてもパワハラ指針の素案の骨子⁵は示されていましたが、今回の素案は、当該骨子に基づき、パワハラの実態の各文言の解釈をより具体的に示し、また、パワハラに該当する例と該当しない例を示す等しています。

今回のパワハラ指針素案の概要は、以下のとおりとなっています。

職場におけるパワーハラスメントについて、「職場において行われる 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものであり、 から までの要素を全て満たすもの」と定義されており、 から については、それぞれ以下のように定義されています。

当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの

社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの

当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

また、パワハラに該当しない例として、誤って物をぶつけてしまう等により怪我をさせることや、その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して強く注意をすること、経営上の理由により一時的に能力に見合わない簡易な業務に就かせること等の例が挙げられています。

その他、事業主がとるべきパワハラ防止措置の内容についても、どのような方針等の明確化してその周知・啓発を図るべきか、どのような相談体制を確保すべきかについても、具体例を交えながら示されています。

⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000559314.pdf>

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000547562.pdf>

Client Alert

なお、2019年10月28日、第21回労働政策審議会雇用環境・均等分科会では、上記パワハラ防止措置義務を含めた改正法の施行期日について、2020年6月1日（中小事業主は2022年4月1日）とすることで意見がまとまり、今後政令にて正式に決定される見込みです。パワハラ の定義付けや具体的な該当例について議論がまとまらない状況の中、施行日は半年ほど先に迫っている状況であり、今後の議論の動向については注目する必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ kenta.minamitani@mhm-global.com

6. 会社法：会社法改正案を閣議決定

政府は、2019年10月18日、「会社法の一部を改正する法律案」（「本法案」）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（整備法案）を閣議決定し、国会へ提出しました⁶。本法案は、同年2月14日の法制審議会総会において決定された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（「要綱」）に基づき、法務大臣の答申を経て、閣議決定されたものです。

本法案による改正内容は、多岐にわたりますが、要綱において定められた内容からほとんど変更されておらず、その主な内容は以下のとおりです（以下、条文番号は、特段の記載があるものを除いて改正法の条文番号です。要綱の詳細については、[Client Alert 2019年2月号（Vol.62）](#)をご参照ください。）

1. 株主総会に関する規律の見直し

- (1) 株主総会資料の電子提供制度を創設し（325条の2～325条の7）上場会社にその採用を義務付けること（改正後振替法159条の2第2項、整備法案附則10条2項）
- (2) 株主提案権について、株主が提案できる議案の数の上限を10個に制限するとともに、不適切な内容の株主提案の制限を設けること（304条、305条）

2. 取締役等に関する規律の見直し

- (1) 取締役の個人別の報酬に関して、一定の監査役会設置会社及びすべての監査等委員会設置会社について取締役会にその内容の決定に関する方針の決定義務を課すこと（361条7項）株式報酬等に関する株主総会の決議事項を見直すこと（361条1項3号～5号）等

⁶ 本稿では、本法案の成立によって改正される改正後の会社法を「改正法」といい、改正前の会社法を「現行法」といいます。

Client Alert

- (2) 会社補償（注：会社が、役員等に対する責任追及等に関して役員が要した防御費用や賠償金を当該役員に対して補償（負担）すること）を行う旨の契約に関して、契約締結のための手続きや会社が補償できる費用や賠償金の範囲、事業報告における情報開示等に関する規定を新設すること（430条の2）
- (3) 役員等賠償責任保険契約に関して、加入するための手続きや事業報告における情報開示等に関する規定を新設すること（430条の3）
- (4) 監査役設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、有価証券報告書提出会社であるものについて、社外取締役の設置を義務付けること（327条の2）

本法案では、これらの規定に関する経過措置も規定されています。主な経過措置の内容は、以下のとおりです。

株主提案権に関する経過措置

改正法の施行前にされた議案の提出（現行法 304 条）及び議案要領通知請求権の行使（現行法 305 条）は、現行法による

社外取締役の設置義務等に関する経過措置

改正法の施行の際に、有価証券報告書提出会社である監査役設置会社（公開会社でありかつ大会社であるものに限る。）に該当するものは、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、設置義務付けに関する 327 条の 2 を適用しない

補償契約に関する経過措置

補償契約に関する規定（439 条の 2）は、改正法の施行後に締結された補償契約に適用される

役員等賠償責任保険契約に関する経過措置

改正法の施行前に締結された役員等賠償責任保険契約には、430 条の 3 は適用されない

改正法の施行日は、原則として、公布の日から起算して 1 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされ（附則 1 条本文）、早ければ 2020 年内にも施行が見込まれます。但し、株主総会資料の電子提供制度については、保管振替機構等のシステム整備に一定の期間を要することから、公布の日から起算して 3 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（附則 1 条但書）。また、本法案は、2019 年秋の臨時国会に提出され、同年 10 月 31 日に衆院本会議において審議入りする予定でしたが、同日の審議は、近時の政治情勢を受けて見送られ、その成立の時期は不透明なままとなっています。今回の会社法改正は、各社の実務に大きな影響を与えられ、各社はその動向に引き続き注視するとともに、本法案成立に備えた対応を早期に検討する必要があります。

Client Alert

< 参考資料 >

法務省：会社法の一部を改正する法律案（2019年10月21日）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：証券取引等監視委員会「開示検査事例集」の公表

証券取引等監視委員会は、2019年10月23日に「開示検査事例集」（「本開示検査事例集」）を公表しました。

開示検査事例集は、適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、証券取引等監視委員会が、毎年、開示規制違反の内容、背景・原因及び是正策等の概要を取りまとめ、公表しているものです。

近時、子会社における会計不正が多く発覚しており、本開示検査事例集においても、2018年事務年度（2018年7月～2019年6月）に開示検査が終了した事例（13件）のうち、4件が子会社における不適切な会計処理等によるものです。

これらの子会社における不適切な会計処理等の事例は、架空売上の計上や貸倒引当金の過少計上等であり、いずれの事例においても、大要、子会社管理体制の不備、与信管理機能を含むリスク管理体制の不備等がその原因として指摘されています。特に海外子会社においては、物理的な距離や人的リソース等との関係から、管理が遠隔的・間接的になっている場合もあり、（国内子会社よりも）管理体制が脆弱になる企業も多く見受けられるところです。

このような子会社における会計不正により、親会社は課徴金納付命令勧告を受けるだけでなく、レピュテーションの毀損等のダメージを受けることになるため、子会社（特に海外子会社）に対するガバナンスの強化・見直しの必要性はより高まっていると言えます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

アソシエイト 村田 昇洋

☎ 03-6266-8558

✉ shoyo.murata@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：デジタル手続法に関する施行規則改正案のパブリックコメント募集開始

2019年5月31日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（「デジタル手続法」）が公布されました。デジタル手続法は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずることを内容とする法律です。このデジタル手続法は、行政のデジタル化に関する各基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）（ ）を推進するものとして大きな期待が寄せられています。

そして、このデジタル手続法の公布を受けて、2019年10月9日、総務省は、デジタル手続法に関する施行規則である「関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正案（「本改正案」）について、パブリックコメントの募集を開始しました。

デジタル手続法により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（「行政手続オンライン化法」）が改正（ ）され、行政手続のオンライン実施（デジタル化）が可能となります。具体的には、対面確認や原本（書面）提出の義務が廃止され、行政手続（申請、申請に基づく処分通知、本人確認、手数料納付等）のオンライン実施（デジタル化）が原則となります（デジタル行政推進法6条）。

しかしながら、デジタル行政推進法は、行政手続のオンライン実施（デジタル化）をしないことを例外的に認める場合として、申請等の行政手続を「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合」を定めています（デジタル行政推進法6条6項）。

このたびパブリックコメントに付された本改正案では、上記の「主務省令で定める場合」を、「申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合」、又は「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合」とすることを内容としています。すなわち、所管官庁が対面での本人確認や原本確認が必要であると判断しさえすれば、デジタル行政推進法にかかわらず、オンライン実施（デジタル化）の例外とすることが可能となる内容となっています。そのため、所轄官庁の裁量判断によって、デジタル手続法の主要な目的である行政手続のオンライン実施（デジタル化）の原則が骨抜きになりかねないとの懸念の声も挙がっています。

本改正案への意見提出期限は、2019年11月8日（金）とされています。デジタル手続法に関連する施行規則の改正の内容については、今後もその動向に注視する必要があります。

Client Alert

デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。）
ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。）
コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。）の各原則を指します。

デジタル手続法の施行により、行政手続オンライン化法の名称は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（「デジタル行政推進法」）に変更されます。

パートナー 堀 天子
☎ 03-5220-1826
✉ takane.hori@mhm-global.com
アソシエイト 南田 航太郎
☎ 03-5223-7758
✉ kotaro.minamida@mhm-global.com

9. M&A：会社法改正案、株式交付制度の創設

2019年10月18日、「会社法の一部を改正する法律案」（「会社法改正案」）が閣議決定され、国会に提出されました。会社法改正案には、株式交付（株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること）の制度の創設が含まれています。

株式交付制度は、現行法上、対象会社を完全子会社とすることまでは企図していない場合には、株式交換を用いることができないこと、及び、買収会社が対象会社の株式を現物出資財産として会社法199条1項の募集をすることに関しては、検査役調査を要したり、填補責任を負う可能性があったりすることが障害として指摘されていること等から創設された制度です。

2018年2月14日に取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」では、株式交付子会社について、株式会社と同種の外国会社も含まれるものとされていましたが、会社法改正案では、株式交付子会社（株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいいます。）は、会社法上の株式会社に限るものとし、株式会社と同種の外国会社は含まれないものとされています。

株式交付制度の手続としては、株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいいます。）による株式交付計画の作成、株式交付子会社の株主による株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み、株式交付親会社に関する手続（事前開示手続、株主総会の承認、差止め、債権者保護手続等）、無効の訴え等に関する規定が設けられています。

株式交付制度は、今後、M&Aの手法の選択肢の1つになると考えられますので、今後の動向を注視する必要があると考えられます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 川本 健
☎ 03-5220-1868
✉ ken.kawamoto@mhm-global.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：東証、新規上場審査に関するQ&Aを改訂

2019年10月7日、東京証券取引所は、新規上場ガイドブックにおける上場審査に関するQ&Aの一部改訂を行いました（「本改訂」）。

本改訂により、新規上場申請会社がLBO（Leveraged Buy-Out）を行い、その結果多額ののれんと借入金が計上されている場合の上場審査における考慮点が明示されました。本改訂においては、上場審査においてLBOそのものが問題視されるものではないものの、LBOによって新規上場申請会社に生じる多額ののれんや借入金は、財務リスクを高め、上場後の株主にとって必ずしも望ましいものとはいえないことから、かかる財務リスクの低減等の実績が見出せない場合は企業経営の健全性の観点から問題となるとし、かかる観点から、上場審査においては、LBO後の事業の進捗及び企業価値向上の取組みの実績を踏まえ、のれん及び借入金によって生じる財務リスクが相応に低減されている状況にあること、LBOに関与した株主が新規上場時に多くの株式を売り出す場合は、リスクテイクの考え方を確認することを明らかにしました。

また、かかる財務リスクの低減や企業価値向上に向けた考え方については「の部」等において開示することが必要とし、さらに、LBOに関与した株主が上場後も経営者として新規上場申請会社に関与する場合は、十分な牽制が期待できる独立社外取締役を選任するとともに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置する等、申請会社の状況に即した一定のガバナンス体制の強化が図られていることを確認するとしています。

新規上場を目指す会社においてLBOが実施されていることは少なくないところ、本改訂により、LBOに伴い株主や投資者の信頼を損なうような事例を発生させることなく、新規公開の品質がさらに向上することが期待されます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務：デジタル経済に対応した新たな課税の枠組みの叩き台をOECDが公表

市場国に物理的な拠点を持たずに収益を上げる新たなビジネスに対して適正な課税を確保するため、従来の伝統的な国際課税のルールを見直して新たな課税の枠組みを導入するプロジェクトがOECD（経済協力開発機構）において進められています。このプロジェクトは今後の日本企業の行動にも大きな影響を与える可能性があります（これまでの経緯は当事務所の [TAX LAW NEWSLETTER 2019年6月号（Vol.35）](#) 参照）。

OECDは2020年中に最終案を合意することを目指しており、2019年10月9日に、上記のビジネスを行う多国籍企業グループの所得への課税権を市場国に配分する仕組み（プロジェクトの第一の柱とされるもの）の叩き台を公表し、その内容について同年11月12日まで関係各所から意見を募ることとしました。公表された叩き台は、大きな方向性として、consumer-facing businessesを対象とすること、一定の売上を超える場合のみを対象とすること、市場国に配分される所得は多国籍企業グループの超過利益（グループの利益のうち一般的な水準の利益を超える部分）であり、その計算は商流ごとに行われること、といった考え方を示しています。

さらに、プロジェクトの第二の柱として、多国籍企業が軽課税国に所得を移転して実効税率を下げるプランニングを行うことに対抗するために、合意された最低税率と軽課税国等の税率の差額を親会社の所在地国等が課税する仕組み（Global anti-base erosionの頭文字をとって「GloBE」と呼ばれています。）についても、OECDで検討が進んでおり、近日中に叩き台が公表される見込みです。

OECDは今回の叩き台に対する各国政府、企業等からの意見を踏まえて、2020年1月に主要な内容の合意形成を目指しています。この取組みの結果は日本企業の税負担や申告事務に大きな影響を与える可能性があるため、引き続き今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

パートナー 栗原 宏幸

☎ 03-6266-8727

✉ hiroyuki.kurihara@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（ベトナム）：労働法改正案の最新動向

2012年に制定、2013年に施行された現行のベトナム労働法について、現在改正の議論が行われており、2019年10月23日に最新の改正案が国会に提出されています。改正案の内容は多岐にわたりますが、特に重要と思われる内容をご紹介します。なお、以下はあくまで改正案の内容であり、最終的に成立する改正法が異なる内容となる可能性がある点、ご注意ください。

(1) 残業時間の上限の増加

現行法上、残業時間の上限は、1ヶ月あたり30時間、1年あたり200時間（但し、政府が定める特別な場合は300時間）を超えてはならないとされています。これに対し、改正案では、以下の2つのオプションが検討されています。

a	1ヶ月あたりの上限を30時間から40時間に増加するが、1年あたりの上限については現行法の200時間（政府が定める特別な場合は300時間）を維持
b	1ヶ月あたりの上限を30時間から40時間に増加し、1年あたりの上限については、通常の場合は現行法の200時間を維持し、政府が定める特別な場合のみ300時間から400時間へ増加

(2) 期間の定めのない労働契約への移行の例外

現行法上、12ヶ月から36ヶ月の期間の定めのある労働契約は1度しか更新できず、更新後の期間満了後も労働者が勤務を継続する場合には、使用者と労働者は期間の定めのない労働契約を締結しなければなりません。

これに対し、改正案は、労働者が 国営企業の director、 定年に達した者、 外国人労働者、 労働者代表組織の official である場合、上記規定の適用除外とし、更新後の期間満了後も期間の定めのある労働契約の締結を認めています。もっとも、これらの例外に該当しても、使用者と労働者の間で期間満了から30日以内に新たな契約に関する協議が整わない場合には、既存の労働契約が期間の定めのない労働契約に変わることとされています。

(3) 労働者側からの労働契約の早期解除

現行法上、労働者が期間の定めのある労働契約を期間満了前に一方的に解除できるのは、法定の解除事由に該当する場合で、かつ、事前通知を行った場合に限られていましたが、改正案は、の要件を撤廃し、事前通知を行えば、解除事由の有無を問わず解除できることを認めています。

また、事前通知期間について、現行法は労働契約の期間と解除事由の内容に応じて異なる期間を定めていますが、改正案では、(a)12ヶ月未満の有期労働契約の場合には3日以上前、(b)12ヶ月から36ヶ月の有期労働契約については30日以上前、(c)期間の定めのない労働契約については45日以上前とし、労働期間のみに応じた事前告知期間が定められています。

Client Alert

上記のほか、定年の延長、祝日等について改正が提案されています。政府は、改正法について 2021 年 1 月の施行を目指していますが、今後の議論の過程で遅れる可能性がある点、ご留意ください。

パートナー 江口 拓哉
☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)
☎ 03-5223-7745 (東京)
✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

アソシエイト 西尾 賢司
☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)
✉ kenji.nishio@mhm-global.com

アソシエイト 川上 愛
☎ +84-28-3622-2603 (ホーチミン)
✉ ai.kawakami@mhm-global.com

13. 新興国：米国による近時の経済制裁 - 中東・中国への影響

近時、米国が経済制裁を活発化させています。米国の経済制裁の手法には様々なものがありますが、今回は主に OFAC 規制に基づく SDN リストへの追加、及び EAR 規制に基づくエンティティリストへの追加を中心に近時の動向を紹介します。

OFAC 規制に基づく SDN リストへの追加

米国には、外交政策及び安全保障上の目標に基づき、一定の外国政府、個人、グループ、団体等に対する経済制裁を統括・執行する機関として米国財務省外国資産管理局 (OFAC) があり、OFAC が運用する経済制裁規制は一般に「OFAC 規制」と総称されます。OFAC 規制では、OFAC により SDN (Specially Designated Nationals and Blocked Persons) として制裁対象者に指定された者との間の一定の取引が禁止されています。OFAC 規制は、主に米国人・法人等に対して適用されるものですが、米ドル取引や米国人の関与等、米国に一定の関連性がある場合には域外適用の可能性があるほか、非米国人・法人等に対しても適用される二次的な制裁の種類もあり、日本企業にも適用される可能性があることに注意が必要です。

2019 年 10 月 14 日、トランプ大統領はシリア北東部のクルド人勢力を標的としたトルコ政府の軍事行動を受けて、対トルコ制裁に関する大統領令を発動し、同大統領令を受けて OFAC はトルコ国防省及びエネルギー天然資源省並びに関係 3 閣僚を SDN リストに追加しました。しかし、同月 23 日には、トルコ政府からの恒久的な停戦の通知を受けて、対トルコ制裁は解除され、OFAC は上記の制裁対象者について SDN リストから除外しています。なお、今後の状況の変化によっては、再び経済制裁が発動される可能性もある点には留意する必要があります。

また、イランについても、一旦は緩和させていた経済制裁を 2018 年に再開して以降、経済制裁を継続かつ拡大させています。直近では、9 月 14 日に発生したサウジアラビ

Client Alert

アの石油施設への攻撃にイランが関与したとして、SDN リストにイラン中央銀行、イラン国家開発基金等を追加しています。

EAR 規制に基づくエンティティリストへの追加

EAR (Export Administration Regulations) は、米国における安全保障貿易管理規制の一つであり、米国からの貨物の輸出や米国原産品の再輸出を規制しています。エンティティリストは EAR 規制の一部であり、一定の要件を満たす米国原産品をエンティティリストに掲載された者に対して再輸出する際には、それが日本に所在する企業に対するものであったとしても当該規制に服することになります。

エンティティリストを巡っては、2019 年 5 月にファーウェイ及びその関係企業が追加されたほか、6 月にもスーパーコンピューターの開発に関与する中国系企業が追加されています。さらに、10 月にもウイグル人等の迫害に関与したこと等を理由として中国の監視カメラ大手等が追加されています。

近時の米国の経済制裁を巡る動きは活発であり、特に中東諸国や中国とのビジネスを行う企業においては、国際情勢及び米国の経済制裁の動向を注視し、自社のリスク管理体制を適切に構築し、不断に見直すことがより一層求められます。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 大川 信太郎

☎ 03-6213-8150

✉ shintaro.okawa@mhm-global.com

アソシエイト 渡邊 玲雄

☎ 03-6266-8567

✉ leo.watanabe@mhm-global.com

Client Alert

14. 国際訴訟・仲裁：仲裁手続の当事者が用いる裁判所の暫定措置に関する相互援助について中国及び香港の間の合意が発効

2019年4月2日、香港政府と中華人民共和国の最高人民法院が、仲裁手続の当事者が用いる裁判所の暫定措置に関する相互援助に関する合意を締結し、2019年10月1日にかかる合意が発効しました。

この合意に従い、中国の裁判所は、香港を仲裁地とし、一定の仲裁機関（HKIAC、CIETAC、ICC等）が管理する仲裁手続における一方当事者の申立てにより、財産の保全、証拠の保全、他方当事者に対する作為又は不作為の命令等を内容とする暫定措置（Interim Measures）を命じることができるようになります。

仲裁手続の一方当事者が財産や証拠の保全等を目的として裁判所に求める暫定措置はUNCITRALモデル法において認められており、日本の仲裁法も、同法にならって、仲裁地が日本国内にあるか否かにかかわらず、仲裁合意の当事者が裁判所に暫定措置を求めることができる旨を規定しています。また、日本の民事保全法も、(i)日本の裁判所に本案の訴えを提起できるとき、又は(ii)仮差押の目的物若しくは係争物が日本国内にあるときには、日本国外に仲裁地がある場合であっても、仲裁当事者は日本の裁判所に保全命令を申し立てることができる旨を規定しています。仲裁廷に暫定措置を命じる権限を与えている仲裁法や仲裁規則も多数あり、仲裁廷による暫定措置の手続も一般に利用されていますが、特に仲裁人が選任されて仲裁廷が形成される前の段階において財産や証拠を至急保全する必要がある場合や、仲裁当事者以外の第三者に対して暫定措置の効力を及ぼす必要がある場合（例えば銀行口座を仮差押えする場合）等には、仲裁廷による暫定措置には限界があり、裁判所による暫定措置の手続を利用できるかどうかは実務上重要なポイントとなります。

中国においては、これまで、中国国外を仲裁地とする仲裁手続の当事者は、原則として中国の裁判所による暫定措置の手続を利用できないこととされており、保全すべき財産や証拠が中国にある場合に実務上の制約がありました。今回の中国及び香港の間の合意は、このような制約を一部解消するという点で重要な意義を有するものであるといえ、紛争になった場合に保全すべき財産や証拠が中国にあることが想定される契約等において、仲裁地として香港を選択することを検討する材料の一つになると考えられます。

パートナー 大野 志保
☎ 03-6266-8539
✉ shiho.ono@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『国際ファイナンスの法務知識』（『国際法務基本講座』内）

開催日時 2019年11月5日（火）13:00～14:55

講師 鈴木 克昌

主催 一般社団法人国際商事法研究所
- セミナー 『税務調査で否認されないための国内外の再編・グループ内取引等のプランニング』

開催日時 2019年11月11日（月）14:00～17:00

講師 栗原 宏幸

主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『1日で学ぶ 保険会社担当者向け法律・コンプライアンスの基礎講座』

開催日時 2019年11月13日（水）9:30～16:30

講師 吉田 和央

主催 株式会社セミナーインフォ
- セミナー 『最新動向を踏まえた内部統制システム見直しのポイント～担当者に必要な実務対応上の視点～』

開催日時 2019年11月14日（木）13:30～16:30

講師 石井 裕介

主催 株式会社商事法務
- セミナー 『Mobility Transaction Conference 移動の進化への挑戦』

開催日時 2019年11月15日（金）10:15～18:25

講師 佐藤 典仁

主催 株式会社スマートドライブ
- セミナー 『ホテルビジネスの実務と最新事情～許認可、契約実務、ストラクチャー、ファイナンス、M&A、IRなど網羅的に解説～』

開催日時 2019年11月20日（水）13:30～16:30

講師 蓮本 哲

主催 株式会社経営調査研究会

Client Alert

- セミナー 『施行が迫る CCPA の実務対応を中心としたグローバルデータ保護規制の最新動向』
開催日時 2019年11月20日(水) 13:00~17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『指名諮問委員会・報酬諮問委員会の導入実務と運営上の留意点～最新の実務動向を踏まえて～』
開催日時 2019年11月21日(木) 13:30~16:30
講師 渡辺 邦広
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『親会社の子会社管理に関わる諸問題～子会社のリスク管理と不祥事防止の観点から～』
開催日時 2019年11月22日(金) 13:30~16:30
講師 太子堂 厚子
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『～2020年3月期(6月提出)有価証券報告書から適用～有報の事業等のリスク、MD&A等における記述情報の充実化への対応と好事例の分析』
開催日時 2019年11月29日(金) 14:00~17:00
講師 根本 敏光
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『<特別セミナー>機関投資家の議決権行使の展望～投資家・助言会社のキーパーソンに聞く～』
開催日時 2019年12月3日(火) 10:00~12:00
講師 澤口 実
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『コンセッション事業のリスク分担に関する実務上のポイント』
開催日時 2019年12月5日(木) 13:30~16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『AI・IoT・ビッグデータの法務最前線』(2019年9月刊)
 出版社 株式会社中央経済社
 著者 齋藤 浩貴、上村 哲史、岡田 淳
- 本 『インフラ投資 PPP/PFI/コンセッションの制度と契約・実務』
 (2019年9月刊)
 出版社 株式会社 日経 BP
 著者 佐藤 正謙、岡谷 茂樹、村上 祐亮(編著)、佐伯 優仁、末廣 裕亮、
 倉持 喜史、中島 悠助、宮島 聡子、白川 佳、松田 悠希、田中 洋
 比古、古市 啓、久保 圭吾、高石 脩平、長谷川 博一、鮫島 裕貴
- 本 『変わる事業承継』(2019年10月刊)
 出版社 株式会社日本経済新聞出版社
 著者 飯島 隆博、大石 篤史、奥田 隆文、加藤 賢治、酒井 真、間所 光
 洋(共著)
- 論文 「「公正な M&A の在り方に関する指針」の意義と実務への影響(上)」
 掲載誌 旬刊商事法務 No.2209
 著者 石綿 学、内田 修平(共著)
- 論文 「「公正な M&A の在り方に関する指針」の意義と実務への影響(中)」
 掲載誌 旬刊商事法務 No.2210
 著者 石綿 学、内田 修平(共著)
- 論文 「コーポレート・ガバナンス報告書の分析 2019年シーズンのCG
 コードの開示政策保有株式」
 掲載誌 資料版商事法務 426号
 著者 内田 修平、香川 絢奈(共著)
- 論文 「近時の裁判例から検討する M&A・組織再編時の否認規定適用を
 めぐる最新論点」
 掲載誌 ビジネス法務 Vol.19 No.12
 著者 小山 浩
- 論文 「金融行政方針及び最近の金融規制法の改正動向の概要」
 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.11
 著者 石川 貴教、荻野 績(共著)

Client Alert

- 論文 「事例で学ぶ個人情報保護法の最新実務 第4回 個人情報の定義」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年10月号
著者 田中 浩之、北山 昇

- 論文 「事例で学ぶ個人情報保護法の最新実務 第5回 保有個人データの開示等請求」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年11月号
著者 田中 浩之、北山 昇

- 論文 「新 MBO 指針の概要 旧 MBO 指針からの変更点の解説」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年11月号
著者 塩田 尚也

- 論文 「イベント法務 集中講座(6)イベント運営に関する規制」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年11月号
著者 佐々木 奏

- 論文 「最新 GDPR 執行事例に基づくグローバルデータ保護デューデリジェンスの展望(後編) M&A の場面における執行事例の教訓も含めて」
掲載誌 Business Law Journal No.140
著者 梅津 英明、田中 浩之、石川 大輝、根橋 弘之

- 論文 「<8月度月例会 特別講演Ⅱ: 特別講演記録>世界のデータ保護法コンプライアンスの課題と M&A におけるデータ保護デュー・デリジェンスに関する実務上の視点」
掲載誌 リーガルマインド No.414
著者 梅津 英明、田中 浩之

- 論文 「<Robotics 法律相談室第51回>電動スクーターを日本で走行させることができるか」
掲載誌 日経 Robotics 2019年11月号
著者 戸嶋 浩二

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Private Equity 2019 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Private Equity 2019
著者 東 陽介、鈴木 信彦、伊藤 雄馬

Client Alert

- 論文 「The Shareholder Rights And Activism Review Fourth Edition, Chapter 6 JAPAN」
- 掲載誌 The Shareholder Rights And Activism Review 4th Edition
- 著者 松下 憲

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- リーガルリサーチシステムの実用化に向けた株式会社 Legalscape との協業に関するお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、株式会社 Legalscape（本社：東京都文京区、代表取締役・最高経営責任者 八木田 樹、以下「Legalscape 社」と、法律情報検索・閲覧（リーガルリサーチ）システム「Legalscape」の実用化に向けた協業を開始しましたので、お知らせいたします。

リーガルリサーチは、テクノロジーによる効率化・迅速化が期待できる法律業務の一つです。これまでリーガルリサーチの対象となる法律情報は、法律専門書・雑誌、判決文、官公庁の指針やガイドライン等、様々な媒体に分散しておりました。そのため、必要な情報にアクセスするためには、その情報を含む「文献等の特定」、「文献等の入手」、「文献等から必要な情報を検索・抽出」というプロセスが主に人手と紙ベースで行われ、多くの時間と労力を要しておりました。

Legalscape は、分散している法律情報リソースを電子的に一元化して、横断的な検索を可能とした上で、自然言語処理技術等を用いた分析・整理により、効率的な法律情報の抽出を可能にするシステムです。

MHM は、2019年10月15日より、Legalscape の 版の利用を開始し、Legalscape 社は、この利用データや MHM からのフィードバック等を踏まえて、検索エンジンの性能・精度の向上や法律実務に必要な機能の追加・改善を行います。

MHM は、Legalscape をいち早く実用化することにより、迅速かつ網羅性の高いリーガルリサーチを実現し、クライアントの皆さまに対し、より一層質の高い法務サービスを提供することが出来るよう目指して参ります。

- IFLR1000 FINANCIAL AND CORPORATE 2020 にて高い評価を得ました
- IFLR1000 FINANCIAL AND CORPORATE 2020 で、当事務所と当事務所の 18 名の弁護士が以下の通り高い評価を受けております。事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を受けております。

Client Alert

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ランキングされております。

分野

Japan

Tier 1

- Banking
- Capital markets: Debt
- Capital markets: Equity
- Capital markets: Structured finance and securitisation
- M&A
- Project development

Tier 2

- Project finance

MYANMAR

Tier 2

- Financial and corporate

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

- Banking and finance
- Project development

Tier 2

- M&A

Tier 3

- Capital markets: Debt
- Capital markets: Equity

弁護士

JAPAN

Market leader

佐藤 正謙

Client Alert

Highly Regarded lawyer

石黒 徹、河井 聡、桑原 聡子、箱田 英子、諏訪 昇、棚橋 元、安部 健介、石綿 学、大石 篤史、小澤 絵里子、小林 卓泰、松村 祐土、武川 丈土、鈴木 克昌、尾本 太郎、青山 大樹、トニー・グランディ

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Market leader

ジェッサダー・サワッディポン

Highly Regarded lawyer

アルバート・チャンドラー、ラッタナ・ブーンソムバットラート、プラーニー・クリンラット、スパトララー・サターポンナーノン

➤ **Who's Who Legal: Japan 2019 にて高い評価を得ました**

Who's Who Legal: Japan 2019 にて、当事務所の 20 名の弁護士が以下の通り高い評価を得ました。

Arbitration

関戸 麦

Banking

石黒 徹

佐藤 正謙

松村 祐土

Capital Markets

石黒 徹

鈴木 克昌

根本 敏光

Competition

伊藤 憲二

宇都宮 秀樹

眞鍋 佳奈

大野 志保

高宮 雄介

Client Alert

Construction and Real Estate

佐藤 正謙
小澤 絵里子
藤津 康彦

Data

小野寺 良文
増島 雅和

Insurance & Reinsurance

増島 雅和

Litigation

関戸 麦

M&A and Governance

射手矢 好雄
石綿 学
大石 篤史
松村 祐土
関口 健一

Private Funds

竹野 康造
三浦 健

- [Who's Who Legal: Real Estate 2019](#) にて高い評価を得ました
Who's Who Legal: Real Estate 2019 において、佐藤 正謙 弁護士、諏訪 昇 弁護士、小澤 絵里子 弁護士および藤津 康彦 弁護士が選ばれました。
- [丹羽 翔一 弁護士が入所しました](#)

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com